平成２６年（フ）第５７５１号
神奈川県相模原市南区相模台３丁目18―20―201
破産者　河野　浩輝
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７６２号
東京都あきる野市下代継182―１―401
破産者　深瀬　　章
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７７６号
東京都台東区元浅草２丁目２―12―201
破産者　名嘉　晃義
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７７８号
東京都江東区辰巳２丁目５―１―1412
破産者　長橋　幸一
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８３９号
千葉県流山市前平井32（運Ｂ144街区２）101
破産者　笹川　正仁
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９２３号
東京都墨田区京島１丁目47―17―802
破産者　那賀　孝夫
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９３６号
東京都品川区中延４丁目10―18
破産者　花畑　佑典
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９５９号
神奈川県横浜市泉区中田西１丁目７―５―401
破産者　小淵　　将
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９９３号
東京都世田谷区深沢３丁目８―11―101
破産者　村田　知広
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０２２号
東京都江東区亀戸７丁目57―９―401
破産者　白　　明子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０３９号
東京都世田谷区粕谷２丁目18―23―111
破産者　大森　秀二
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７１５号
大阪府守口市藤田町２丁目７―７―201、開始決定時の住所東京都豊島区西巣鴨２丁目32―５―205
破産者　戸清　　剛
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６９４号
埼玉県坂戸市緑町20番25号
破産者　株式会社エムス
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１９１号
神奈川県横浜市磯子区杉田８丁目27―１
破産者　吉野　　勇
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４９７号
千葉県千葉市稲毛区山王町346番地の７
破産者　ピーアンドティー・マイスター株式会社
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１０８号
東京都江戸川区平井７丁目20番12号　コーポ・ルピナス１Ｆ
破産者　有限会社栄光設備
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１０９号
茨城県土浦市永国東町７番17号、開始決定時の住所東京都江戸川区小松川１丁目２―１―512
破産者　酘島　　隆
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７７５号
東京都墨田区両国２丁目14番５号
破産者　株式会社セントラル企画
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６６号
神奈川県横浜市瀬谷区中央６―17―301
破産者　横井　信郎
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４２９号
東京都港区東麻布１丁目５番３号
破産者　株式会社ＢＩＺＡＩ．ｃｏｍ
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４３０号
東京都港区三田１丁目６番６号
破産者　株式会社オージーエヌ・ジャパン
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４３１号
東京都港区東麻布１―５―３　パシフィックビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地神奈川県大和市上和田1824番地の１
破産者　有限会社サクセスワールド
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部